

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の 配置等調査検討業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「北部地域振興交流拠点のうち産業振興施設の配置等調査検討業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、目的、内容、履行期間等について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、北部地域振興交流拠点基本構想（令和7年3月策定予定）を踏まえ、今後策定見込みである北部地域振興交流拠点基本計画及び北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）全体の設計・建築に先立ち、北部拠点における各産業振興施設の規模や配置について報告書を取りまとめることで、北部拠点に設置する産業振興機能の更なる検討に資するものとする。

2 背景及びこれまでの経緯

県では、今後、人口減少が進み、75歳以上の後期高齢者の人口は全国で最も早いスピードで増加することが見込まれている。特に、北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）は人口の減少が早く、本県全体の減少率の2倍以上と推計されており、20代の転出超過数も多い状況である。

我々を取り巻く環境は変化を続けており、円安の進行やエネルギー価格・物価高騰の長期化への対応など足元の課題への対応だけでなく、人口減少にあっても生産性を向上させることで10年後、20年度後も持続的に成長する未来志向の施策展開が求められている。企業においては、AI技術や情報通信技術（ICT）を活用したDXの推進や新たな事業の創出などが必要となっている。

こうした課題に対応し、北部地域ひいては県全体の産業振興を図るため、令和4年度に北部拠点に導入する産業振興機能を検討する北部地域産業振興機能検討委員会（以下、「R4検討委員会」という。）を設置し、北部地域の産業振興機能の基本コンセプト及び導入すべき機能について提言を行った。

また、令和5年度には、北部拠点に設置する産業振興施設等を検討する「北部地域産業振興施設等検討委員会（以下、「R5検討委員会」という。）」を設置し、北部拠点に必要な産業振興施設及び産業振興施策等について提言を行った。

令和6年度にはR4検討委員会及びR5検討委員会の提言等を踏まえ、北部拠点において実施が見込まれる産業振興施策及び設置が見込まれる産業振興施設の効果を最大限発揮するための運営手法について調査・検討を行った。

3 整備予定の概況

(1) 施設の整備予定内容

	事業予定地①【A棟】	整備予定地②【B棟】
整備内容	<p>【埼玉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興施設 ・ 埼玉県立高等看護学院 ・ 新埼玉県立図書館 ・ 埼玉県立病院サテライト <p>【熊谷市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊谷市役所 	<p>【埼玉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域機関の集約 (熊谷地方庁舎内地域機関、大里農林振興センター(熊谷・深谷)、営繕・公園事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷建築安全センター) ・ 本庁機能の一部 ・ サテライトオフィス
整備場所		

- とし、食や農などの北部地域の特色を踏まえた検討を加えること。
- ・ 各施策について、デジタル技術の進展に伴う将来的なサービス提供のあり方を踏まえて検討し、各施設規模に適切に反映すること。
 - ・ 各施策の展開に必要な主な設備についても検討・整理し、設置に必要な面積を各施設規模に適切に反映させること。
 - ・ 施設規模の大小により機能や施策展開等が大きく異なることが見込まれる施設については、具体的な施設規模ごとの機能や施策を検討・整理すること。

ウ 施策や施設の配置の提案

○ 施策及び施設の効果を最大限発揮するための規模や配置を提案する。

(留意事項)

- ・ 産業振興施設全体の基本的な方針や施設規模については、これまでの検討委員会の提言や北部地域振興交流拠点基本構想の内容を踏まえて検討すること。
- ・ 各施設の規模や配置の異なる案を3以上提示すること。
- ・ 各案のコンセプトを明示するとともに、特徴的な施策と施設の組み合わせやその効果、施設規模や施策展開の違いによる効果等について分析・整理し、比較すること。
- ・ 交流の場、にぎわいの場を創出し、地域の活力向上に繋がる規模や配置を検討すること。
- ・ 配置案の検討にあたっては、R6事業報告書で整理した運営手法を前提として検討すること。
- ・ 1階あたりの想定面積や共用施設など、県が提示する基礎情報を踏まえ、平面図やパース図を用いて分かりやすく配置イメージを記載すること。

エ 必要な手続や留意すべき法令等

○ 提示案の実現に必要な手続や留意すべき法令等について整理する。

(留意事項)

- ・ これまでの業務報告書の整理を踏まえたものとし、必要に応じて追加調査を実施するなど、入念な照査を行うこと。

(2) 配置等の検討に向けた関係者への意見聴取の支援

- これまでのヒアリング調査のうち、規模・配置に関する内容を精査する。
- 先進的な施設整備を行う産業振興施設等への視察・調査について、視察調査候補先及び聴取項目の提案、聴取後の結果のとりまとめを実施

する。

(留意事項)

- ・ 視察調査候補先は、これまでに実施した施設及び事業者とは異なる対象を原則とするが、聴取項目が異なる場合はこの限りではない。
- ・ 意見聴取への受託業者の同行は任意とし、オンライン参加や意見聴取後のデータ提供によることも可能とする。なお、同行を妨げるものではない。

5 履行期間 (案)

契約締結日から令和8年3月23日まで

※ただし、令和7年10月31日までに成果の最終案を報告すること

6 成果物

(1) 成果物の提出

本業務における提案や意見聴取結果・分析をまとめた報告書及びその電子データ (Microsoft Word、Excel、PowerPoint) を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

ア 提出書類及び部数

報告書 10部

上記報告書、概要版、添付書類、データ等を電子的に記録した媒体 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint) 2枚

イ 報告書の仕様

A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

(2) 提出期限

令和8年3月23日 (履行期間の末日) まで

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

7 留意事項

(1) 受託者は、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

なお、業務遂行にあたっては、受託者は県に業務の進捗状況を密に報告し、県の指示に従い、遅滞なく業務を進めること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年埼玉県条例第50号)に基づき、適正に取り扱うこと。
- (5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- (6) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- (7) 令和7年度に県で他に実施する北部拠点に関する基本計画策定に関する業務(受託者を含む)との連携を図ること。具体的な連携の方法は受託者決定後に県と受託者が協議の上決定するものとする。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。